

■ 新型コロナウイルス対策のお知らせ

特別定額給付金(10万円)

5月12日(火)から申請書郵送

問 伊奈庁舎地域推進課 特別定額給付金対策室 ☎ 21 - 8032

政府から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されます。特別定額給付金の申請書類は、市から世帯主あてに5月12日(火)から順次郵送いたします。なお、オンライン申請は、5月1日から申請を受け付けています。

給付対象者

令和2年4月27日時点で、市に住民票がある方

受給権者

世帯主(家族分をまとめて給付)

給付金額

世帯構成員1人につき10万円

給付金の申請と給付方法

世帯主あてに給付金の申請書が郵送で届きます。感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、郵送申請またはオンライン申請が基本となります。給付は原則として世帯主本人名義の銀行口座への振り込みとなります。

申請方法

● 郵送による申請

市から世帯主あてに郵送された申請書に振込先の口座などを

記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しと共に、同封されている返信用封筒で市に郵送してください。

オンライン申請

● オンライン申請 ※マイナンバーカードを持っている方が利用できます。マイナンバーから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請を行ってください。(電子署名により本人確認するため、本人確認は不要)

受付・給付開始日

- オンライン申請
- ・5月1日(金)から受付開始
- ・5月8日(金)から給付開始
- 郵送による申請
- ・5月14日(木)から受付開始
- ・5月15日(金)から順次給付開始

申請期限

申請期限は、郵送申請の申請受付開始日から3カ月以内です。



配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

配偶者からの暴力を理由に避難している方も、所定の手続きを行うことで、給付金を受け取ることが出来ます。詳しくは市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

特別定額給付金 詐欺にご注意を!

◎市職員などを装い「給付金を振り込むから」と個人情報聞き出そうとする内容の電話やメールにご注意ください。
◎市や国・県などがATMの操作をお願いすることはありません。

◎不審な電話を受けたら、市消費生活センターまでご相談ください。

問 市消費生活センター
☎ 25・3288